

Space, Architecture and Function of Market Towns in the Province of Suo and Nagato. : Case Study of Sasanami-ichi, Akiragi-ichi and Kano- ichi

麻生, 由季
九州大学大学院芸術工学府

<https://doi.org/10.15017/17132>

出版情報 : 九州大学, 2009, 博士 (芸術工学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

1 章 長門国佐々並市・明木市の空間形成と機能配置

緒

周防国・長門国には、近世初頭に作成された検地帳や国絵図が残され、近世中期には『防長地下上申』（以下『地下上申』）¹⁾ やその附図である『一村限明細絵図』（以下『上申絵図』）²⁾ が編纂され、近世後期には村の構成要素を詳細に書き上げた『防長風土注進案』（以下『注進案』）³⁾ が編纂され、近世を通して多くの史料が残される。

これらをはじめとする文献史料により、歴史地理学の観点から小林健太郎⁴⁾ は中世における市場の存在を指摘し、「市」が語尾に付く多くの小名（字）の存在から、中世末から近世初頭にはかなり広範に流通活動の結節点としての市町が成立したとし、これによって防長両国には市町が多く存在したと考えられてきた⁵⁾。一般的に市町とは商業機能に特化した町場であると捉えられているが、防長両国における市町の実態は判然としておらず、「市」「町」「宿」としての側面である商業機能のほかに、宿駅機能を持つ町場もあると考えられる。

そこで1、2章は、従来商業機能にのみ着目されている防長両国の市町について、宿泊機能・運送機能・商業機能に着目しつつ、市町の実態すなわち空間形成と機能配置、建築構成と機能配置について検討することを目的とする。この目的に照らして、本章は萩往還という毛利氏の参勤交代路として特に重要視された山間部の街道沿いの市町で、宿泊機能に特化した市町であると考えられ、史料が豊富に残される佐々並市・明木市を事例として取り上げ、これらの空間形成と機能配置について明らかにすることを目的とする。

佐々並市・明木市は萩、山口及び三田尻を結ぶ萩往還に位置し、佐々並市は萩から2つ目、明木市は1つ目の宿駅であり、また明木市からは赤間関街道が分岐する。なお、佐々並市・明木市で市が開かれた実態は確認できない。

佐々並市・明木市の歴史については、『萩往還―歴史の道調査報告書』⁶⁾ に詳しく、佐々並市の成立については同書のほかに伊藤則子氏⁷⁾ による研究もあるが、いずれも明確な根拠に欠けるため再検討が必要であり⁸⁾、佐々並市の町並みについては、伊藤氏による空間構成と建築構成の研究があるが、より詳細な検討が必要である⁹⁾。

本章では1節で検地帳、国絵図及び町並み構成の分かる絵図史料を用いて市屋敷の数を検討することにより、元文期以前の町並み構成について考察し、2節で元文期以降の町並み構成について検討し、3節で市町を担った機能とその配置がわかる絵図史料を用いて、それぞれの機能とその配置について考察する。

1-1 佐々並市・明木市の成立

慶長期・寛永期に作成された検地帳から、佐々並市・明木市が属した椿郷に市屋敷が存在したことが広く知られる（表 1-1）。慶長 12 年（1607）から 15 年にかけて成立した「長門三井但馬蔵田与三兵衛検見帳」（以下「慶長検地帳」）¹⁰⁾には「椿郷 市屋敷百十ヶ所」とあるが、市屋敷は椿郷のどこに存在したか分からない。続いて寛永 2 年（1625）「長門寛永弍年坪付帳」（以下「寛永検地帳」）¹¹⁾には「椿東西明木川上佐々並共二 市屋敷百六ヶ所」とあるが、村毎の市屋敷の内訳を示していない。両検地帳からは、市屋敷の存在は窺えるものの、その所在地は判然としない。

市屋敷は「市」が付く小名（小村）に存在したと考えられるため、後年編纂の史料より、検地帳記載の椿郷の市屋敷が存在した位置について検討する。元文 5 年（1740）『地下上申』¹²⁾より椿郷に属する市が付く小村は、佐々並村「佐々並市」、明木村「市」、椿東分「松本市」が知られ、弘化 2 年（1845）『注進案』¹³⁾より、佐々並村佐々並市組「市」45 軒・久年組「久年市」27 軒、明木村明木市組「市」74 軒、椿東分松本中倉組「市」67 軒、椿西分大屋組「大屋市」23 軒が知られる。

表 1-1 椿郷における市屋敷数の変遷

「慶長検地帳」		「寛永検地帳」		『防長風土注進案』		
慶長12～15年（1607～10）		寛永2年（1625）		弘化2年（1845）		
郷名	市屋敷数	村名	市屋敷数	村名	小名	軒数
椿郷	110	椿東西明木川 上佐々並共二	106	椿東分	松本市	67
				椿西分	大屋市	23
				明木	市	74
				佐々並	市	45
					久年市	27
				合計		236

次に、三枚の国絵図及び城絵図を用いて、これらの存在を確認することにより、椿郷の市屋敷の所在地を検討する。慶長10年成立「周防長門十四郡高辻絵図」¹⁴⁾(図1-1)には、萩往還と佐々並・明木の地名が見える。寛永10年の成立とされる¹⁵⁾「長門国絵図」¹⁶⁾(図1-2)には、萩往還とともに家並みが描かれ、明木には地名を添えて、明木川の南側に家並みを描き、佐々並には地名が見えないものの、佐々並川の兩岸に家並みが描かれており、それぞれ町並みの存在が窺われる。慶安2年(1649)成立「正保長門国絵図」¹⁷⁾(図1-3)には、佐々並・明木ともに「馬継」と記され、宿駅の存在が窺われる。一方、萩城下近郊に位置した椿東分の松本市・椿西分の大屋市は三枚の国絵図に見えず、これらの地域を含んで描いた慶安5年成立「萩城下絵図」¹⁸⁾にも確認できない。よって両検地帳記載の市屋敷は佐々並市・明木市に存在したと考えられ、寛永期には町並みとして存在したことが窺える。

しかし慶長期に町並みがあったかはっきりせず、市屋敷の数と『注進案』に記された家数にも大きな隔たりがある。そこで後年編纂の史料より慶長期の主要施設の成立経緯を検討し、後年作成の絵図より町並みの成立を検討するとともに、市屋敷の数について考察する。

佐々並市では、慶長期の御茶屋の成立とこれに伴う寺社の移転経緯が元文6年『防長寺社由来』(以下『寺社由来』)¹⁹⁾や『注進案』より知られる。

『寺社由来』の長松寺の項に、

大内家断絶の後領地被召上候付、阿武郡佐々並市只今の御茶屋の地え引寺相成り、長生庵と号シ有之候所、慶長年中輝元様萩打入被遊候節、佐々並御昼休にて被為掛御腰、御吉例と御座候て庵地被召上、直様御茶屋ニ御普請被仰付、只今の地の所え寺建立被仰付、其後鶴林山長松寺と申寺号ニ被仰付、

とあり²⁰⁾、かつては長生庵と号していたが、慶長期に毛利氏打入り時、当寺で毛利氏が休憩した際に寺を召し上げ、これを御茶屋とし、中ノ町に寺を建立し、長松寺と寺号を与えられたことが知られる。

また、『注進案』の貴布祢神社の項に、

長生庵池の上に遷座慶長年中輝元公萩府御打入砌長生庵被為掛御腰を、長生庵之古寺を直様御茶屋ニ被仰付候處、右社より御茶屋を見入障り候故、又々只今之処に遷座相成由申伝候事

とあり²¹⁾、貴布祢神社は長生庵池上にあつたが、長生庵を御茶屋にする際、社から御茶屋が見えて都合が悪いため現在地に移されたことが知られる。同書に「慶長十一年



写真 1-1 「周防長門十四郡高辻絵図」〔部分、加筆〕〔江戸幕府慶長国絵図集成〕より



図 1-2 寛永10年「長門国絵図」〔部分、加筆〕、山口県文書館蔵

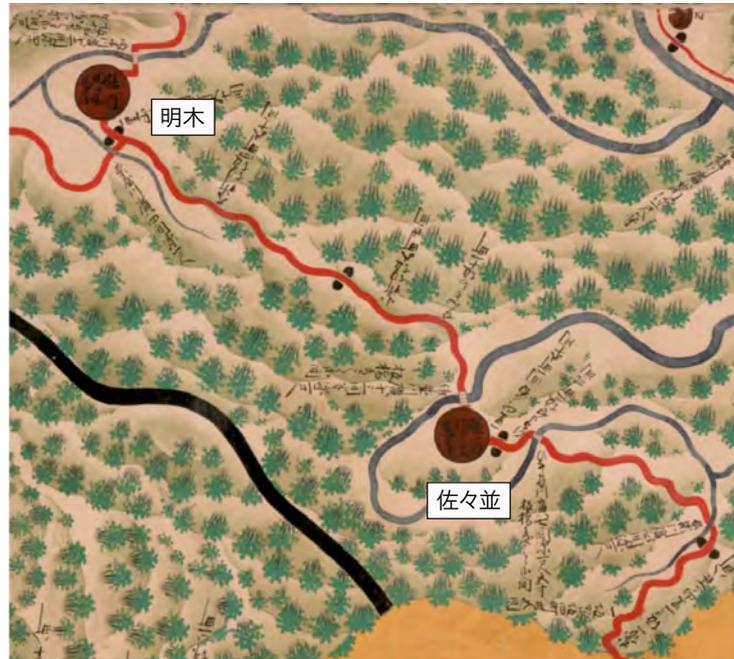


図 1-3 慶安 2 年「正保長門国絵図」[部分、加筆]、山口県文書館蔵

九月氏子中より為寄進造営の節棟札有之候」とあり、実際に遷座時の棟札が貴布祢神社に現存し²²⁾、棟札には「奉造立貴船三所大明神寶殿壺宇」「慶長十一年丙午九月吉日」「本願主長生庵」の文言²²⁾が記され、これを裏付けている。

続いて、『寺社由来』の西岸寺の項に、

当寺往古ハ佐々並中畑と申所ニ御座候処、御当家様萩打入被遊候節、佐々並宿御取立被仰付候節、当寺をも宿並え御引被成候由申伝ニて御座候事とあり²³⁾、西岸寺は佐々並宿成立時に中畑から現在地(久年)に移転したことが知られ、さらに「左候て慶長年中の比只今寺地え引候て建立仕候」とあり²⁴⁾、慶長年中に現在地(久年)へ移転し、新築されたことが記される。

よって、佐々並市は毛利氏打入りを契機に長生庵が御茶屋に転用され、長生庵は長松寺と名を変え、中ノ町へ移転され、貴布祢神社も慶長 11 年に遷座され、西岸寺も慶長期に中畑から久年へ移転され、慶長期に町並みの主要施設が成立したと考えられる。

一方、明木市の町並みの成立起源は判然としない。

『寺社由来』の瑞光寺の項に、

先年より明木宿並罷居、御用ニ立候寺の儀ニ御座候て、寺敷石御除被遣候、左候
処ニ寛文年中ニ同所市頭え新町被仰付候節、寺床新町え移申候、尤其節寺建立仕
候ニ付、

とあり²⁵⁾、寛文期(1661-73)に市頭に新町が成立し、御用寺²⁶⁾であった瑞光寺の新
町移転が記されるのみである。寛文期は萩から明木市を通り山陽道へ抜ける赤間関街
道が整備された時期に当たるため²⁷⁾、明木市もこの時期に拡大されたのだろう。

ところで、元文5年「上申絵図」²⁸⁾(図1-4、5)には往還に沿って大小の印判で家
が描かれており、佐々並市の家数は62軒、明木市の家数は65軒²⁹⁾である。明木市
の寛文期以前の家数は判然としないものの、新町に移転された瑞光寺以西と考えると
³⁰⁾、以西24軒を除く41軒となる。これらの家数を合計すると、「慶長検地帳」記載
の市屋敷110カ所及び「寛永検地帳」記載の市屋敷106カ所にほぼ合致することが分
かる³¹⁾。よって、検地帳記載時に市屋敷は、佐々並市に62軒余あり、「上申絵図」に
見るように、南東に位置する御茶屋から北端に位置する西岸寺までのあいだに町並み
が成立したと考えられる。41軒が連なった明木市では、瑞光寺以東に町並みが成立し
たと考えられる。

以上、佐々並市では「慶長検地帳」記載時以降元文期に至るまで家数にほぼ変化が
ないと考えられ、明木市でも新町成立の寛文期に町並みが拡大された後、元文期に至
るまで家数にほぼ変化がないと考えられる。よって佐々並市では元文期まで往還沿い
の空間構成はほぼ変化がないと考えられ、明木市では寛文期に町域が広がったが、そ
の後元文期まで往還沿いの空間構成はほぼ変化がないと推察できる。



図1-4 元文5年「防長地下一村限明細絵図 佐々並村」[部分]、山口県文書館蔵

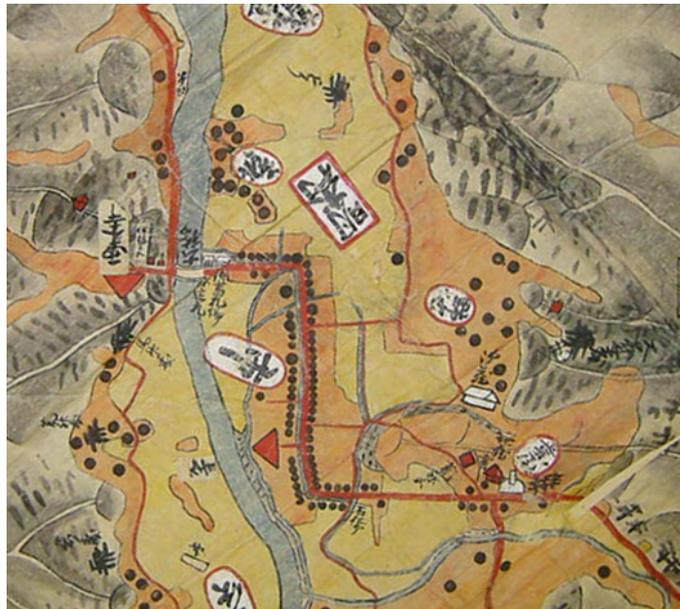


図1-5 元文5年「防長地下一村限明細絵図 明木村」[部分]、山口県文書館蔵

1-2 佐々並市・明木市の空間構成

元文5年(1740)の「上申絵図」は、町並みの主要施設である寺社、高札、米蔵、家など町並み構成を詳細に色彩豊かに描いている。これを明治20年(1887)地籍図³²⁾に比定し、「元文5年佐々並市復原図」(図1-6)・「元文5年明木市復原図」(図1-8)を作成し、今日まで伝わる町名を記した。また、それぞれの家数の変遷は表1-2、3に示した。

1-2-1 佐々並市

図1-4を見ると、町並みの中央に佐々並川が流れ、川の北側に久年の家並みが連なり、北端に西岸寺が位置する。川の南側には中ノ町の家並みが連なり、南端には長松寺が位置する。往還は長松寺前から鍵型に折れ、上ノ町の家並みが連なり、東端には御茶屋が位置し、御茶屋前から南方に折れ、貴布祢神社が位置する。往還に面する家数は62軒あったことは前に示した通りである。

弘化2年(1845)『注進案』には、家数「市」45軒・「久年市」27軒と記されるが、「佐々並市惣家数」として62軒を数え、これらの軒数は一致しない。しかし、明治20年地籍図における往還沿いの家数が62軒を数えることから(図1-7)、「佐々並市惣家数」とは往還沿いの家数を指すと考えられる。これは上ノ町・中ノ町の構成を描いた万延元年(1860)「毛淡路守様御来萩二付御宿割図」(以下「宿割図」)³³⁾に見る上ノ町・中ノ町の軒数と一致することからも裏付けられる。よって、佐々並市の往還沿いの家数は、元文期以降明治期に至るまで変化がなかったと考えられる。前節の検討と併せて、佐々並市における往還沿いの空間構成は、近世を通してほぼ変化がないと推察できる。

表1-2 佐々並市の往還沿いの家数の変遷

年代		元文5年	弘化2年	万延元年	明治20年
		1740年	1845年	1860年	1887年
上ノ町	北	11	—	12	12
	南	11	—	10	10
中ノ町	東	7	—	7	7
	西	11	—	11	11
久年	東	10	—	—	11
	西	12	—	—	11
合計		62	62	—	62
出典		「上申絵図」	『注進案』	「宿割図」	地籍図

※地籍図のみ宅地数を示す

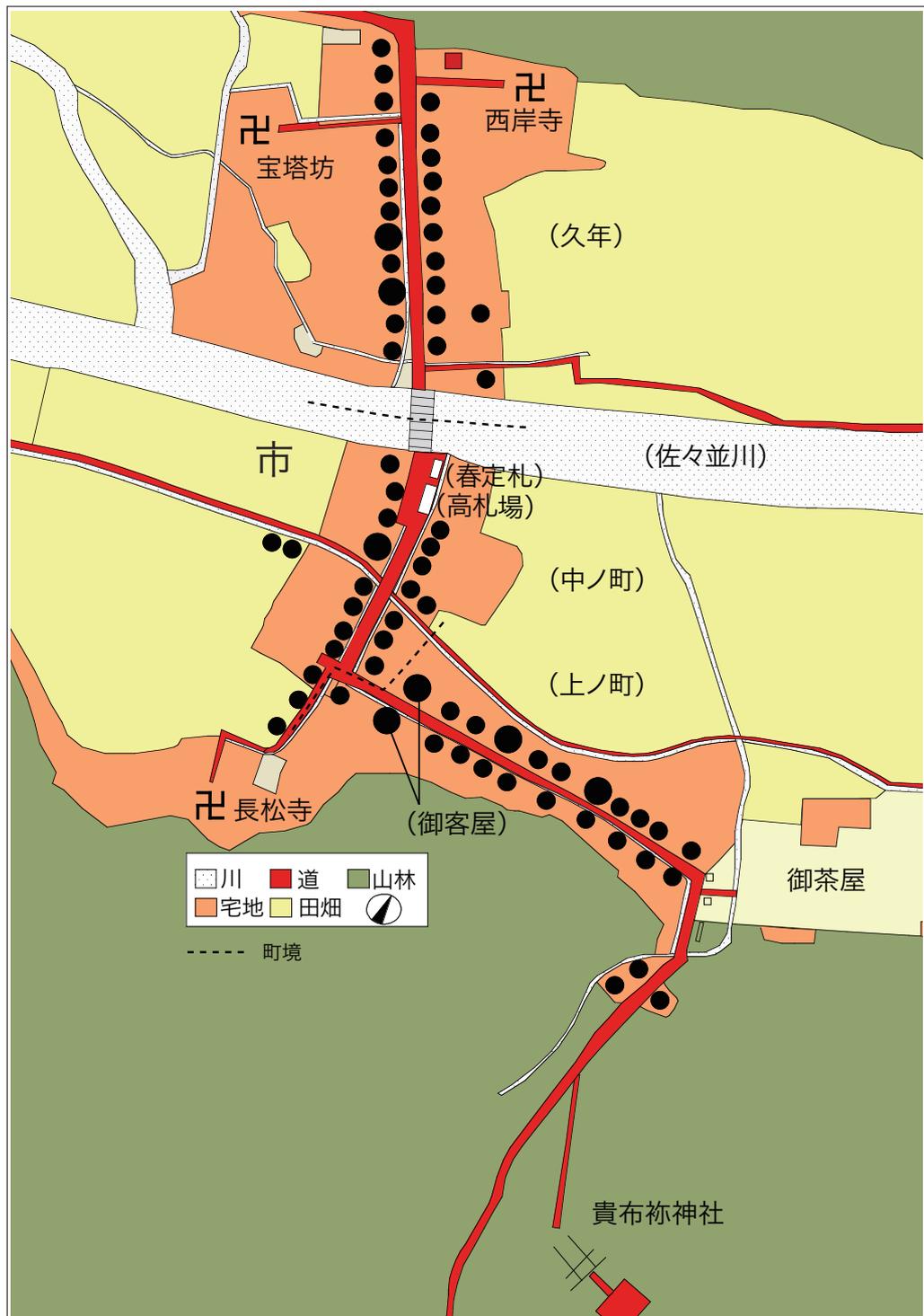


図1-6 元文5年佐々並市復原図 1/2500 (「地下上申絵図佐々並村」をもとに作成)
 ※ ○ に現在まで伝わる町名、高札場、春定札、御客屋を記した

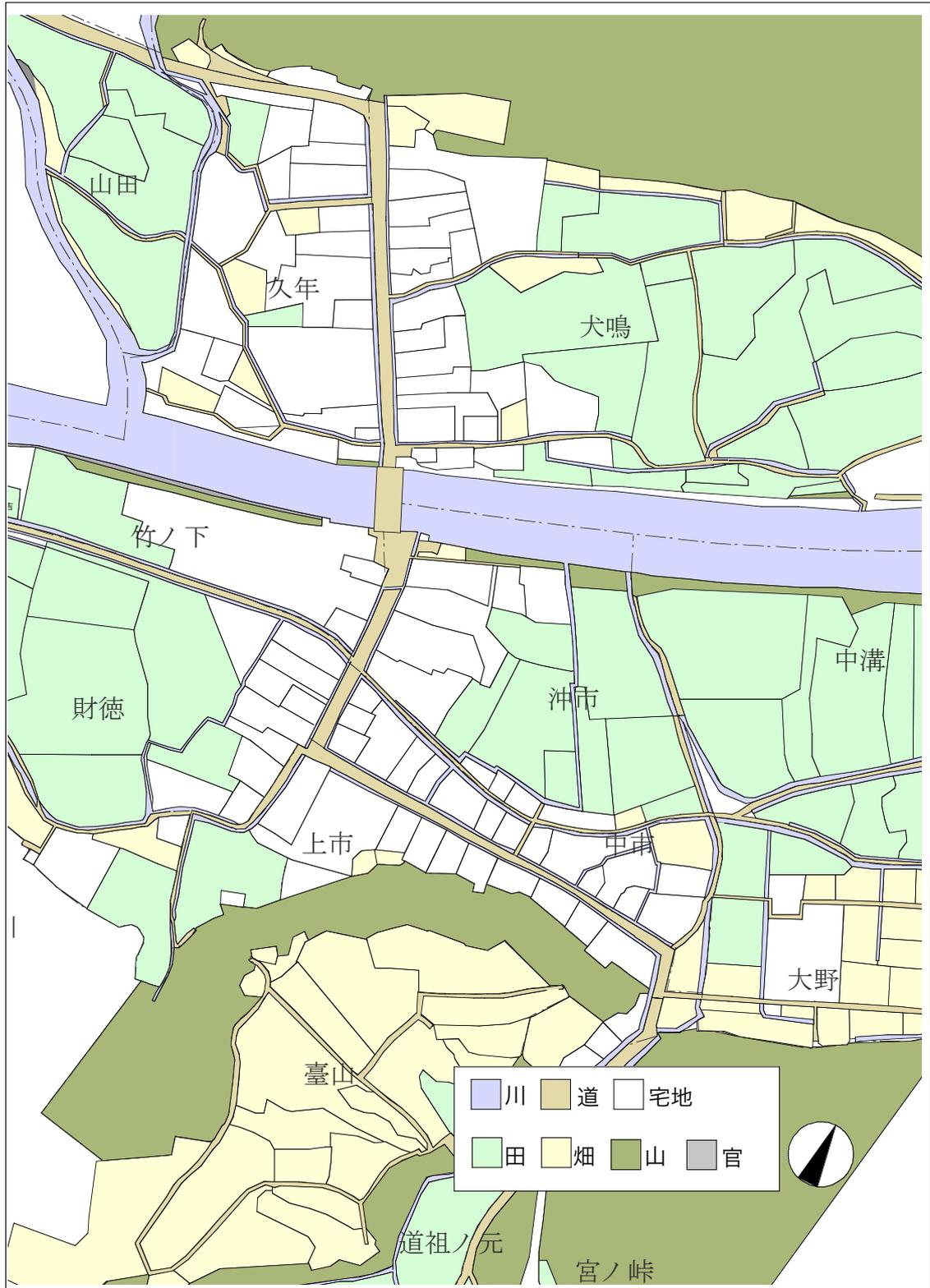


図1-7 明治20年佐々並市復原図 1/2500 (『明治廿年一月調査 山口縣阿武郡佐々並村字限り地引分間繪図』をもとに作成)

1-2-2 明木市

図1-8を見ると、町並みの北側に明木川が位置し、西来寺から明木市橋を越え、下市横町の家並みが連なる。御客屋から西に鍵型に折れ、下市と上市の家並みが連なり、上市の北側に瑞光寺が位置する。往還に面する家数は前述の通り65軒を数える。続いて、後述する宝暦12年(1762)「阿武郡明木村御蔵入畠方小村五拾九所之内六ヶ所」(以下「小村絵図」)³⁴⁾により知られる往還沿いの家数は65軒を数え³⁵⁾一致し、往還北端にあった高札場は往還西端南に移されたことが知られる³⁶⁾。

弘化2年『注進案』には家数「市」74軒・「堂尾」8軒と記されるが、「明木市惣家数」として73軒を数え、前述の往還沿い家数と開きがある。明治20年地籍図より往還沿いの家数は70軒数えられるが(図1-9)、往還西端南の宅地は分筆され、高札場付近でも宅地数が増加していることから、明木市は往還西端南に拡大したと推察される。よって、明木市の往還沿い家数は元文期以降宝暦期に至るまでほぼ変わらないが、近世後期になると往還西端南で増加したと考えられる。前節の検討と併せると、明木市の空間構成は、寛文期に新町の成立により町域が西側に広がり、近世後期にさらに西端南に広がったと考えられる。

表1-3 明木市の往還沿いの家数の変遷

年代		元文5年	宝暦12年	弘化2年	明治20年
		1740年	1762年	1845年	1887年
下市 横町	東	7	10	—	9
	西	3	6	—	6
下市	北	5	5	—	3
	南	10	10	—	10
上市	北	18	16	—	16
	南	19	17	—	18
堂尾	東	2	1	—	4
	西	1	0	—	4
合計		65	65	73	70
出典		「上申絵図」	「小村絵図」	『注進案』	地籍図

※地籍図のみ宅地数を示す

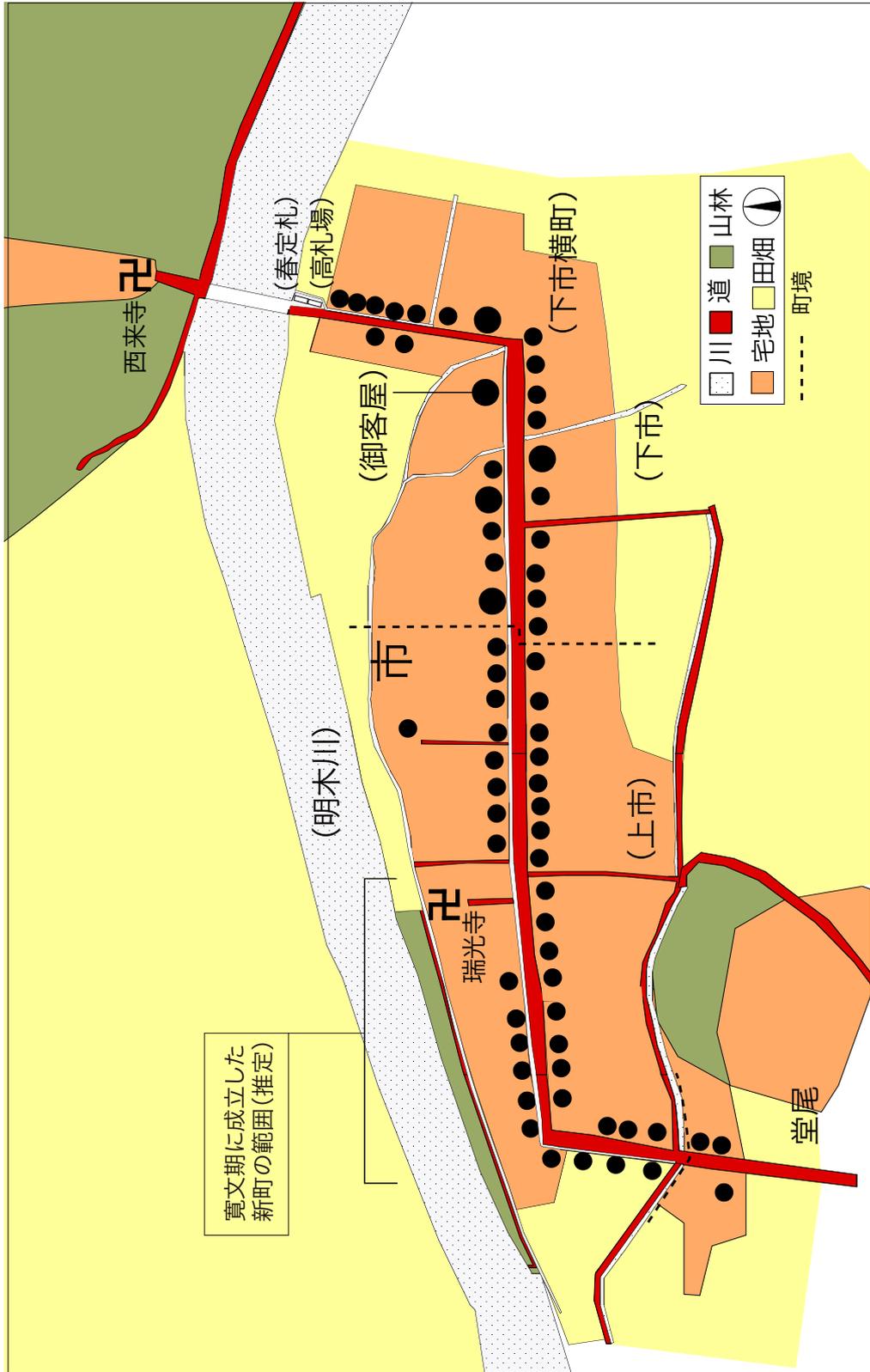


図1-8 元文5年明木市復原図 1/2500 (「地下上申絵図 明木村」をもとに作成)

※ (○) に現在まで伝わる町名、高札場、春定札、御客屋を記した

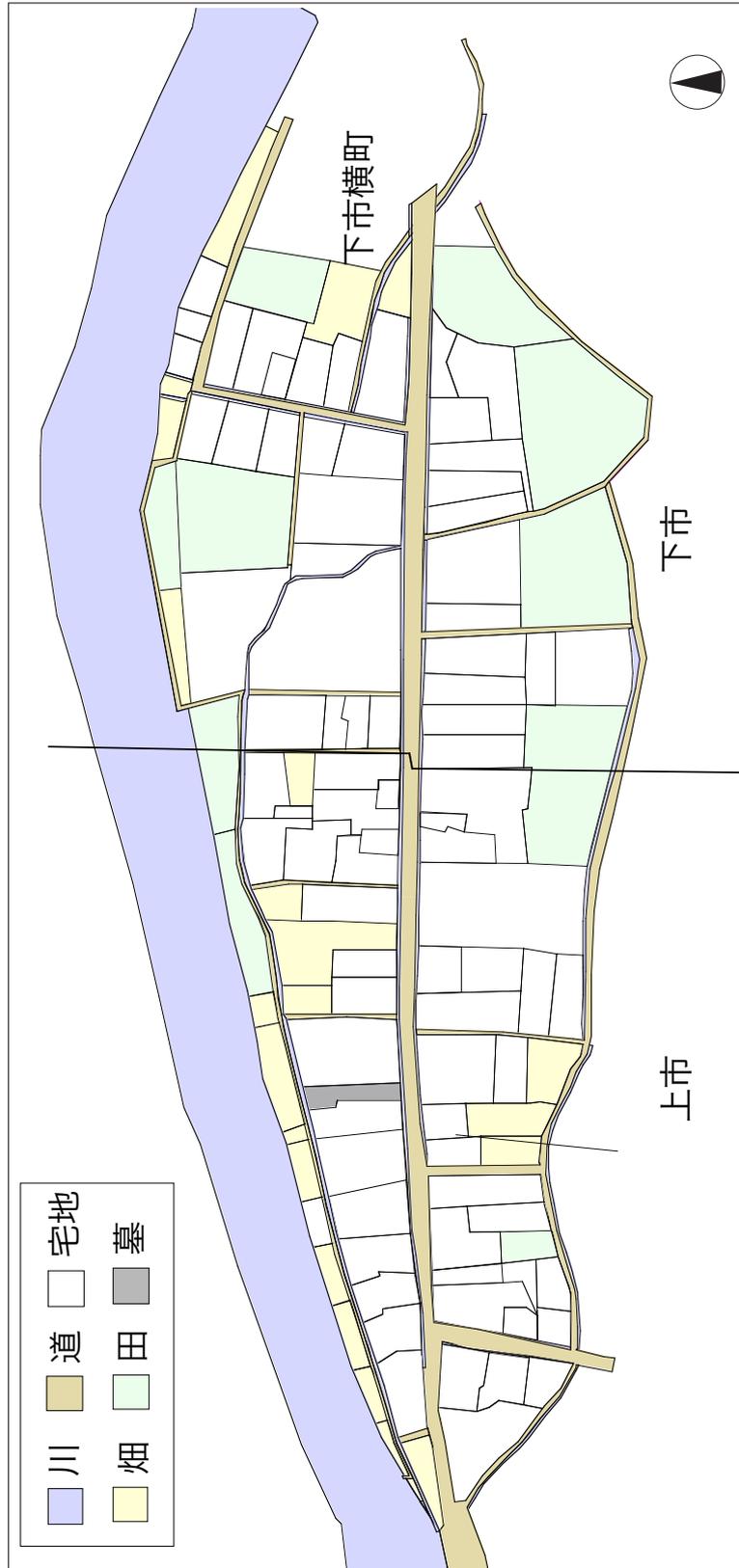


图 1-9 明治20年明木市復原図 1/2500 (『明治廿年調査 山口縣阿武郡明木村字限り地引分間繪図』をもとに作成)

1-3 佐々並市・明木市の機能とその配置

このように安定した町並みを維持した佐々並市と町並みが拡大した明木市には宅地レベルでの機能を窺える絵図史料が残される。佐々並市に残されるのは、徳山藩主毛利淡路守が徳山から萩に向かう際³⁷⁾、宿泊の割り振りのために作られた万延元年(1860)「宿割図」(図1-10)で、明木市に残されるのは、萩藩最後の検地に伴い作成された宝暦12年(1762)「小村絵図」(図1-11)である。これらの絵図と先に挙げた弘化2年(1845)『注進案』を用いて、機能とその配置について検討する。

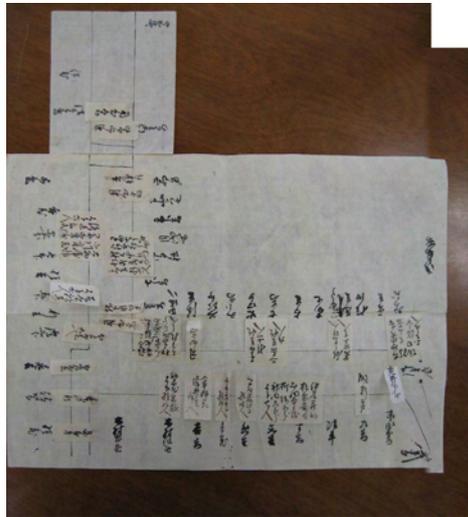


図1-10 万延元年「毛淡路守様御来萩二付御宿割図」(土山家文書)山口県文書館



図1-11 宝暦12年「阿武郡明木村御蔵入畠方小村五拾九所之内六ヶ所 市村壺」旭総合総合事務所蔵

1-3-1 佐々並市

『注進案』「宿中家並居體之事」の項によると、前述した「佐々並市惣家数」62軒は、「右孰茂農業は仕候得共、右之内商人拾五軒、宿人夫馬持之者四拾七軒（後略）」と記され、農業を基本としつつ、商人15軒と「宿人夫馬持之者」47軒から構成されていたことが知られる。また同項に、

商人之儀は出銀を以一統之送り役拵合仕候、宿家之儀は風水火難之節は御貸米銀を以御普請被仰付、年別貳軒に造り替普請料に對シ米貳石壹斗六升、葺替料に對シ年別三軒に米壹石三斗五升、兩條共ニ定払修甫米を以被立下、宿家之土地畠六反貳畝貳拾五歩高拾八石貳斗七升五合御除地之事

とあり、商人は送り役負担を銭納し、「宿家」は災害時には建築費の貸付を受け、修理に対しては年2軒、屋根の葺替に対しては年3軒の助成を受け、地料の一部が免除されていたことが記される³⁸⁾。これより商人と「宿家」との税負担及び助成の違いが読み取れ、「宿家」とは「宿人夫馬持者」を指すと考えられる。

上ノ町・中ノ町の機能配置を描いた「宿割図」は、往還沿いに居住者名を記し、役職及び宿泊者名を附箋で貼り示している。これを明治20年地籍図に比定し、「万延元年佐々並市上ノ町・中ノ町宿割図」を作成した（図1-12）。宿を提供した家は上ノ町11軒、中ノ町6軒を数え、上ノ町に位置する御客屋³⁹⁾井本弥八家に11人、同木村作次家に18人宿泊したことが記され、藩主に次ぐ要人の宿泊（休憩）施設である御客屋の位置した上ノ町を中心に宿を提供した家が配された様子が知られる⁴⁰⁾。

また久年に位置する西岸寺は、『注進案』に貞享4年（1687）より人馬配所の役割を果たすよう命じられ、藩からの援助を得て整備された⁴¹⁾とあり、さらに元文6年（1741）『寺社由来』に引き続き人馬配所を務めたとあること⁴²⁾や「宿人夫馬持之者」47軒のうち宿を提供した家17軒を除く残り30軒が『注進案』「人馬手当之事」の項「御伝馬三十疋」⁴³⁾と一致することから、久年を中心に人夫及び馬役を果たした家が配されたと考えられる。

残る中ノ町については、宅地数18軒を数え、宿を提供した6軒を除くと、前述の『注進案』にある商人15軒の数に近いことから、中ノ町は商家が配されたと推察される。

以上、主に上ノ町は宿を提供する家から構成され、久年は人夫及び馬役を果たす家から構成され、中ノ町は商家から構成されたと考えられる。佐々並市は農業を基本としながらも町毎に市町が担うべき機能を果たしたと考えられる。次にこの点を税負担と機能配置との関係より明木市で明らかにしたい。



図 1-12 万延元年佐々並市上ノ町・中ノ町宿割図 1/2000 (「宿割図」をもとに作成)

※宿を提供した家は下線で示した

1-3-2 明木市

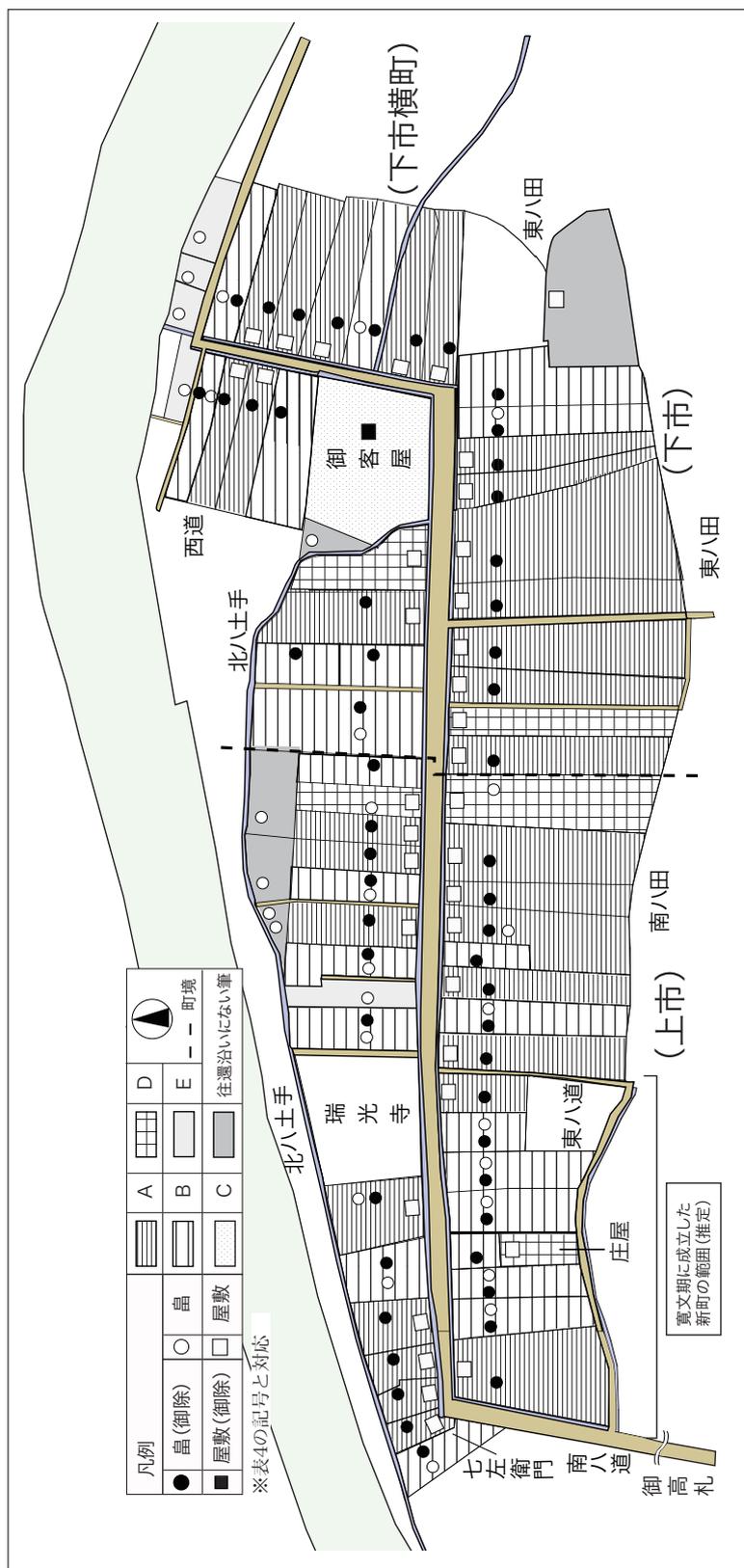
「小村絵図」は、筆毎の番号、地目、その面積・地料・名前及び道、水路、背後の土地利用が記される⁴⁴⁾。これを明治20年地籍図に比定し、「宝暦12年明木市復原図」を作成した(図1-13)。注目すべきは、畠の地目右上に「御除」と記される筆数が52筆記されることである。「七左衛門」に貼られた付箋によると、「此分御除与申候事書落シと相見へ申候前々々宿役仕来候事」とあり、この筆の「御除」が書き落としと見えること、前々から「宿役」に従事してきたことが記され、「御除」は「宿役」を果たした家に与えられる地料免除の除地であると考えられる。この1軒を加えると「宿役」に従事した家は53軒数えられる。

図1-13を詳細にみると、除地は一筆につき1カ所記され、地料の基準は一律⁴⁵⁾であることが知られる。除地がある筆は前述の通り53筆で、除地がない筆は残りの11筆である。除地がある筆は屋敷に地料が課される30筆(表中A)と屋敷に課されない23筆(同B)に分けられる。Aのうち畠にも地料が課される筆a'は2軒、Bのうち畠に地料が課されるb'は16筆数える。「床御除」が記される筆は1筆(同C)である。また、除地がない筆は屋敷に地料が課される5筆(同D)と課されない5筆(同E)に分けられ、Dのうち畠にも地料が課される筆d'は2軒、Eは畠にのみ課される(表1-4)。

表1-4 明木市地料負担の分類表

※黒・白の色の別は図7を参照

地目				御除有無 の軒数	地目の 大分類	地目の 小分類		備考	
畠	畠	屋敷	屋敷						
●	—	—	□	53	A	30	a	28	人夫及び馬役 を果たした家
●	○	—	□				a'	2	
●	—	—	—	53	B	23	b	7	宿を提供した 家
●	○	—	—				b'	16	
—	—	■	—	11	C	1	c	1	御客屋
—	—	—	□		D	5	d	3	商家
—	○	—	□				d'	2	
—	○	—	—		E	5	e	5	畑
—	○	—	—				e	5	
合計							64		



※「七左衛門」の項は「御除」を書き落としているが本図では記した

図 1-13 宝暦 12 年明木市復原図 1/2500 (「小村絵図」をもとに作成)

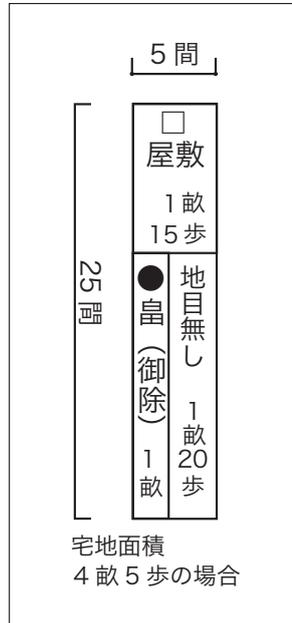


図 1-14 地料負担のモデル図 (a)

このうち、aを記す筆の典型例を図 1-14 に示すと、畠 1 畝に一律の年貢が記され、屋敷 1 畝 15 歩に面積に応じた地料⁴⁶⁾が記される。明木市の平均的な宅地面積は間口 5 間、奥行き 25 間の 125 坪であり、これを勘案するとそのほかに地料が課されない 1 畝 20 歩の土地があると考えられる。よってこの筆は除地と屋敷及び地目が記されない土地で構成され、除地に対し一定の地料が免じられ、屋敷の面積に応じて地料が課されると考えられる。同様に b' も除地と畠及び地目が記されない土地で構成され、一定の地料が免じられ、畠の面積に応じ地料が課されると考えられ、a 及び b' はそれぞれ屋敷か畠のどちらか一方に地料が課されていると推察できる。これらから、A は屋敷地に対して地料を納めている屋敷(宿)を提供しない役すなわち人夫及び馬役を果たす家であると考えられ、B は屋敷地に対して地料を納めていない屋敷(宿)を提供した役を果たす家であると考えられる。前者は 30 軒を数え『注進案』「人馬手当之事」の項「御伝馬三十疋」と一致する⁴⁷⁾ことから裏付けられ、後者は屋敷を提供する御客屋に「床御除」が記されることから裏付けられよう。

以上を踏まえると、A は人夫及び馬役を果たす家であると考えられ、a' のうち 1 筆は屋敷面積が小さいため畠でも地料も納めたと考えられ、もう 1 筆は敷地の形状から

考えると隣家の土地を購入したと推察できる。Bは宿を提供した家と考えられ、bのうち5筆は土地が小さいため地料を免除されたと考えられ、2筆は御客屋周辺に位置するため屋敷面積が大きいと推察できる。Dは商家で、dとd'は畠を持つか持たないかの違いであり、面積の違いは屋敷の大きさに寄るものと考えられる。Eは畑であると考えられるが、往還沿いに位置する1筆は屋敷地が空地である可能性が高いであろう。

慶長期に町並みが存在し、寛文期までに新町が成立したことから、図1-13より新町を除いて検討すると、人夫及び馬役を果たした家は往還の南側及び東側にまとまって配され、これらの背後には田が広がり馬を使用するのに適応し⁴⁸⁾、宿を提供した家は往還の北側及び御客屋周辺にまとまって配され、商家は町並みのほぼ中央に点在することが知られる。一方新町を検討すると、人夫及び馬役を果たした家は主に往還北側に、宿を提供した家は主に往還南側にそれぞれ逆向きに配され、ほぼ同数が計画的に配されたことが窺える。

『注進案』「市中家並居體之事」によると、前述した「明木市惣家数」73軒の構成は、「右孰茂農業は仕候得共、右之内商人貳拾軒、宿人夫馬持之者五拾三軒（後略）」とあり、佐々並市と同様、農業を基本としつつ、商人20軒と「宿人夫馬持之者」53軒から構成されていたことが記され、「宿役」53軒は「宿人夫馬持之者」の数と一致することが分かる。さらに同項に、

商人之儀は出銀を以一統之送り役拵合せ仕候、宿家之儀は風水火難之節は御貸米銀を以御普請被仰付、年別貳軒に造り替普請料に対シ米貳石壹斗六升、葺替料に対シ年別三軒に米壹石三斗五升、兩條共二定払修甫米を以被立遣候、畠五反七畝高拾六石三斗五升九合御除地之事

とあり、佐々並市と同様の助成や地料の一部が免除されていたことが記される。地料の一部免除の合計は「小村絵図」に記される除地の地料の合計とほぼ一致することから⁴⁹⁾、「宿役」は「宿家」及び「宿人夫馬持之者」すなわち人夫及び馬役を果たす家と宿を提供する家を指し、宝暦期と弘化期ではこれらの家数は変わらないことが知られる。しかし商家の数は宝暦期では4軒であると考えられるのに対し⁵⁰⁾、弘化期では20軒に増加している。前述した通り、往還西端南の高札場付近の往還沿いの家数が増加していることから、商家は往還西端南側で増加したと考えられる。

以上、宝暦12年時点において慶長期に成立していた新町東側では往還南側及び東側は人夫及び馬役を果たした家から構成され、往還北側及び御客屋周辺は宿を提供した家から構成され、商家は町の中央に点在し、寛文期に成立した新町では往還北側は

人夫及び馬役を果たした家から構成され、南側は宿を提供した家から構成され、弘化期には人夫及び馬役を果たした家と宿を提供した家の数は宝暦期と変わらないものの、往還西端南側で商業を営む家が増加したと考えられる。

結

以上の検討によって、佐々並市と明木市の成立は萩築城時の慶長期に遡ること、佐々並市は成立時から近世を通して町並みの家数に変化がほとんどなく、往還沿いの空間構成もほぼ変化がないと考えられること、明木市は赤間関街道が開通した寛文期に新町が新たに成立し、弘化期には新町外延部に商家が増加したと考えられ、段階的に成長を遂げたことを明らかにした。変化の少なかった佐々並市では、宿を提供した家が建ち並んだ上ノ町が宿泊機能を果たし、商家が建ち並んだ中ノ町が商業機能を果たし、人夫及び馬役を果たした久年が運送機能を果たし、税制の優遇措置や家屋維持の補助を受けつつ、市町に求められた宿泊・運送・商業機能を町ごとに近世を通して持続的に分担したことを明らかにした。これに対し、段階的拡大を果たした明木市では、宿を提供した家が建ち並んだ往還北側が宿泊機能を主として担い、人夫及び馬役を果たした家が建ち並んだ南側が主として運送機能を担い、商業機能を担った商家は中心部に点在したと考えられることを明らかにした。佐々並市・明木市共に市町が担うべき機能が計画的に同時期に配置された可能性を指摘でき、藩主導で上から造られた宿駅機能に特化した市町であること指摘できる。ただし、寛文期に成立した明木市の新町では往還を挟んで宿泊機能と運送機能が逆に配置され、宝暦期には各機能を担った家がやや混在した様相を呈するに至ったことも明らかとなり、市町の成長過程が異なる佐々並市と明木市では機能配置も異なった展開を示したことも指摘した。2章ではこれら商業・宿泊・運送の各機能に対応した町並みの建築構成について佐々並市を題材として検討を加えたい。

注

- 1) 山口県地方史学会編『防長地下上申1～4』（マツノ書店、昭和55年）
- 2) 『一村限明細絵図』（山口県文書館蔵）
- 3) 山口県文書館『防長風土注進案1～22』（マツノ書店、昭和39年）
- 4) 小林健太郎「近世初頭萩藩領における地方的中心集落」『戦国城下町の研究』（大明堂、1985年）
- 5) 西村睦男編『藩領の歴史地理：萩藩』（大明堂、昭和43年）など
- 6) 山口県教育委員会『萩往還—歴史の道調査報告書』（山口県、昭和56年）
- 7) 伊藤則子「萩往還の宿場町・佐々並市の町並み」（『日本建築学会中国支部研究報告集27』pp901-904、平成16年）
- 8) 佐々並市の成立に関して、『萩往還—歴史の道調査報告書』は検地帳に佐々並・明木が見えないこと、貞享4年（1687）「御参勤御船中御道中諸事控」に町と表現される集落があること、近郷の吉部市の成立が貞享4年であることなどから17世紀中期とし、伊藤氏は御茶屋の成立と寺社の移転などから慶長期の成立としている
- 9) 「上申絵図」と地籍図を用いて分析されている
- 10)11) 山口県編『山口県史 史料編 近世3』（山口県、平成13年）所収
- 12) 前掲注(1) 屋敷数は記されない
- 13) 山口県文書館『防長風土注進案20 當島宰判』（マツノ書店、昭和39年）
- 14) 川村博忠編『江戸幕府撰慶長国絵図集成付江戸初期日本撰図』（柏書房、平成13年）所収
- 15) 川村博忠「寛永期の作成とみられる防長国絵図」（『山口県地方史研究』52号、山口県地方史学会、1984年）
- 16)17)18) 山口県文書館蔵
- 19) 山口県文書館編『防長寺社由来6』（山口県文書館、昭和61年）
- 20) 「天明二年二月当島裁判椿西分明木佐々並の内、寺社の由緒書」の項
- 21) 「貴布禰大明神」の項
- 22) 『萩往還佐々並市—萩市佐々並市伝統的建造物群保存対策調査報告』（萩市、平成21年）
- 23) 「天明二年二月当島裁判椿西分明木佐々並の内、寺社の由緒書」の項
- 24) 「由緒書 佐々並村穂雲山西岸寺」の項
- 25) 「阿武郡明木村真宗靈雲山瑞光寺由来覚書」の項

- 26) 御用寺とは、『寺社由来』「阿武郡明木村真宗靈雲山瑞光寺由来覚書」に「寺床新町え移申候、尤其節寺建立仕候二付、御用寺と御座候て竹木并白銀五百目拝領被仰付候、夫故今以有限御用人、偕ハ他国よりの御使者宿二相成、」とあり、他国の使者の宿に当てられ、藩からの助成があったことが知られる。
- 27) 山口県教育委員会編『歴史の道調査報告書一赤間関街道』（山口県、平成8年）
- 28) 「一村限明細絵図 佐々並村」「一村限明細絵図 明木村」山口県文書館蔵
- 29) 明木市南側範囲は「上申絵図」からは判然とせず、後述する「小村絵図」によると、南接する堂尾を含んでいたことが高札場の位置により知られるが判然としない。よって本項では「小村絵図」の高札場までをによる明木市の範囲として検討する
- 30) 新町の名は現在残っておらず、史料にもみえないため範囲は分からない
- 31) 検地帳の市屋敷及び「上申絵図」の黒丸の印判を家数として検討する
- 32) 『明治廿年一月調査 山口縣阿武郡佐々並村字限り地引分間繪図』、『明治廿年調査 山口縣阿武郡明木村字限り地引分間繪図』萩市旭総合事務所蔵
- 33) 「毛淡路守様御来萩二付御宿割」（土山家文書）、山口県文書館蔵
- 34) 『阿武郡明木村御蔵入畠方小村五拾九所之内六ヶ所』萩市旭総合事務所蔵
- 35) 往還沿いではない2軒のうち、1筆は庄屋でもう1筆は「御除」が見られる地料高も他の往還沿いの筆と変わらないため往還沿いの筆数に含んで検討した
- 36) 高札場の移動は同時期作成の『行程記』（山口県文書館蔵）にも描かれる
- 37) 防長両国では支藩主以下による萩参勤が行われていた（丸山雍成『参勤交代』吉川弘文館、2007年）
- 38) 萩藩では「年貢」「地子」を「地料」と称する例が見受けられ、先行研究においても「地料」が用いられている。よって本稿でも「地料」を用いる
- 39) 御客屋は『注進案』「御客屋式軒之内」に木村作兵衛・井本弥八の名が見え、「宿割図」に見る木村作次家・井本弥八家と考えられる
- 40) 用心宿については判然としないが、山口県文書館『防長風土注進案 研究要覧』（マツノ書店、昭和41年）に「用心米」「用心山」が記載され、これらから考えると予備の宿だと考えられる
- 41) 『注進案』「真宗瑞雲山西岸寺」の項、「正順貞享四年御上下人馬配所二被仰付候へ共、手狭故迷惑仕段御断申出候へは御普請被仰付候」と記される
- 42) 『寺社由来』「由緒書佐々並村穂雲山西岸寺」の項、「従往古殿様御上下の節、当寺人馬配所二被仰付、御役人等被差出、今以無闕如遂其節候事」と記される

- 43) 『地下上申』「一惣牛馬数三百四拾五疋」の項にも「三拾疋御手馬」とある。宿駅の馬数について見直された時期もあったが（旭村『旭村史』（山口県阿武郡旭村役場、昭和53年）、おおよそ30疋程度であった
- 44) 明木市は堂尾村の一部も含まれると考えられるが、「御除」はなく、年貢高の記載も殆どないため、堂尾村は検討から除外する
- 45) 「御除」の年貢高は1畝2斗8升7合が49筆、2畝5斗7升4合が3筆、3畝8斗6升1合が1筆で、役の負担によると考えられる
- 46) 極端に地料の低い筆を除いて1畝当たり1斗4升7合である
- 47) 前掲注(41)『地下上申』「一惣牛馬数貳百六拾七疋」に「三拾疋市御手馬」とある
- 48) 聞き取りによると、明木市では農作業に馬を使うことが多かったという
- 49) 『注進案』によると、地料一部免除の石高は畠5反7畝高16石3斗5升9合とあり、これは『小村絵図』の御除の合計5反7畝高16石6斗3升3合とほぼ一致する
- 50) 商家数5軒のうち庄屋が1軒含まれる